

記帳・記録のガイド正誤表

259 頁－260 頁

第 9 章 放射線管理状況報告書 (2) 記入方法 2) 使用者に関する事項[様式 9-1][様式 9-2]⑩及び⑪について

誤	正
<p>⑩ 密封されていない放射性同位元素の保管の状況</p> <p>様式中に書ききれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を様式に添付します。この際、1つの事業所等の中に複数の貯蔵施設を有する場合であって、別々に貯蔵施設の貯蔵能力が定められている場合には、別紙Ⅱに示すように各々の貯蔵施設ごとに記入します。</p> <p>イ. 種類</p> <p>原則として、許可証の右上に記入されている放射性同位元素の番号（例：A-1, 1）と核種名を記入します。</p> <p>ロ. 減衰補正の有無</p> <p>保管数量欄に記入する数量の減衰補正の有無を記入します。</p> <p>ハ. <u>保管数量</u></p> <p><u>年度末（3月31日）における保管数量</u>を記入します。</p> <p>ニ. 受入及び払出数量</p> <p>4月を始期とする1年間における貯蔵施設への受入数量から、貯蔵施設からの<u>払出数量を減じた数量</u>を記入します。なお、当該計算を行う際に減衰補正を行った場合には、減衰補正により減少した数量を払出数量に加えたものを記入します。</p> <p>この数量は、法令で記帳の義務がある「事業所からの受入れ・払出し」の数量とは異なることに注意してください。</p> <p>ホ. <u>合計保管数量</u></p> <p>年度末（3月31日）において保管する放射性同位元素の種類ごとの数量に、平成12年科学技術庁告示第5号「放射線を</p>	<p>⑩ 密封されていない放射性同位元素の保管の状況</p> <p>様式中に書ききれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を様式に添付します。この際、1つの事業所等の中に複数の貯蔵施設を有する場合であって、別々に貯蔵施設の貯蔵能力が定められている場合には、別紙Ⅱに示すように各々の貯蔵施設ごとに記入します。</p> <p>イ. 種類</p> <p>原則として、許可証の右上に記入されている放射性同位元素の番号（例：A-1, 1）と核種名を記入します。</p> <p>ロ. 減衰補正の有無</p> <p>保管数量欄に記入する数量の減衰補正の有無を記入します。</p> <p>ハ. <u>受入数量</u></p> <p><u>4月を始期とする1年間における貯蔵施設へ受け入れた数量の合計</u>を記入します。</p> <p>ニ. 払出数量</p> <p>4月を始期とする1年間における貯蔵施設から<u>払い出した数量の合計</u>を記入します。なお、当該計算を行う際に減衰補正を行った場合には、減衰補正により減少した数量を払出数量に加えたものを記入します。</p> <p><u>なお、受入数量及び払出数量については、貯蔵施設ごとに記入するため、法令で記帳の義務がある「事業所からの受入れ・払出し」の数量とは異なることに注意してください。</u></p> <p>ホ. 保管数量</p> <p>年度末（3月31日）において保管する数量の合計を記入します。</p> <p><u>なお、保管数量は、前期末の保管数量</u></p>

<p>放出する同位元素の数量等を定める告示 第3条に定める数値を乗じて得た数量の合計を記入します。</p>	<p><u>の増減や減衰補正などの理由により、受入数量と払出数量との差とは異なる場合が多い。</u></p>
<p>⑩ 密封された放射性同位元素の保管の状況</p> <p>様式中に書ききれない場合には、⑩と同様とし、別紙Ⅲに示すように記入します。</p> <p>イ. 種類及び数量</p> <p>⑩a. の例により種類を記入するとともに、併せて、許可された又は届出した数量を記入します。</p> <p>ロ. 保管個数</p> <p>⑩のc. の例により記入します。</p> <p>ハ. 受入及び払出個数</p> <p>4月を始期とする1年間に事業所に受け入れた個数(+)に事業所から払い出した個数(-)を減じた個数(加減した個数)を記入します。この数量は、法令で記帳の義務がある「事業所からの受入れ・払出し」の数量と一致します。</p>	<p>⑩ 密封された放射性同位元素の保管の状況</p> <p>様式中に書ききれない場合には、⑩と同様とし、別紙Ⅲに示すように記入します。</p> <p>イ. 種類及び数量</p> <p>⑩イの例により種類を記入するとともに、併せて、許可された又は届出した数量を記入します。</p> <p>ロ. 受入個数</p> <p><u>4月を始期とする1年間に事業所に受け入れた個数の合計を記入します。</u></p> <p>ハ. 払出個数</p> <p>4月を始期とする1年間に事業所から払い出した個数の合計を記入します。</p> <p>なお、受入個数及び払出個数は、法令で記帳の義務がある「事業所からの受入れ・払出し」の数量と一致します。</p> <p>ニ. 保管個数</p> <p><u>年度末(3月31日)における保管個数の合計を記入します。</u></p>

199 頁

第4章 教育訓練の記録 (2)内部被ばく線量測定記録

⑧測定結果について

<p>P146「内部被ばくを0とする根拠の計算について」を参照してください。</p>	<p><u>P207</u>「内部被ばくを0とする根拠の計算について」を参照してください。</p>
---	---